

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
住 所： 別紙のとおり

2. 指名停止措置期間： 自 令和5年2月15日 9ヶ月
至 令和5年11月14日

3. 事実概要

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で、令和5年2月8日、上記業者の役員等が逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号及び第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号、第15号>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に關し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564

【別紙】 指名停止措置事業者

番号	商号又は名称	住所
1	株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号
2	株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海1丁目1番20号
3	株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1丁目21番5号